

平成22年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年12月17日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	岡野 勉	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	健康福祉部政策監	岩井 敏
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 9 5 号及び議第 9 8 号から議第 1 1 1 号まで
並びに請願第 3 号から請願第 5 号まで
(野洲市地域振興基金条例他 1 7 件)
各常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決

追加日程第 1 委任専決第 8 号
(損害賠償の額を定めることについて)

追加日程第 2 意見書第 2 1 号から意見書第 2 7 号まで
(免税軽油制度の存続を求める意見書(案)他 6 件)

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

○議長(立入三千男君) 皆さん、ご苦労さんです。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長(立入三千男君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、1 2 月 8 日と同様であり、配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第 2)

○議長(立入三千男君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 1 5 番、西本俊吉君、第 1 6 番、三和郁子君を指名いたします。

(日程第 3)

○議長(立入三千男君) 日程第 3、各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されて

おりますので、議第95号及び議第98号から議第111号まで並びに請願第3号から請願第5号まで、野洲市地域振興基金条例他17件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、初めに総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 第15番、西本俊吉です。

去る12月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、12月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

まず付託議案につきましては、議第95号、野洲市地域振興基金条例、議第98号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第102号、平成22年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、本委員会に付託を受けた関係予算、議第109号、財産の処分についての4議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号、「沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める『日米合意』の撤回を求める意見書」の採択については、賛成少数で不採択とすべきものに決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。

去る12月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案につきまして審査するために、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告いたします。

議第99号、野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第100号、野洲市子ども

の家条例の一部を改正する条例、議第102号、平成22年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議題103号、平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第104号、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第105号、平成22年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算（第2号）、議第110号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なかよし交流館）、議第111号、指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて（野洲市こどもの家）以上、8議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 第13番、中島一雄です。

去る12月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月14日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議第101号、野洲市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議第102号、平成22年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第106号、平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第107号、平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）、議第108号、平成22年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、以上の5議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号、「食料・農業・農村政策にかかる請願書」及び請願第4号、「T P P

の参加に反対する請願」については、全員賛成にて採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第95号及び議第98号から議第111号まで並びに請願第3号から請願第5号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） ただいま請願第3号について、賛成の討論をしたいと思えます。

まず最初に、きょうは農政連の方々がたくさん傍聴に来ておられまして、本当にありがとうございます。私も農政連の一盟友といたしまして、賛成討論をしてみたいと思えます。

さて、この件におきましては、まず先もって整理をしていかなければならない問題があるかと思えます。1986年に当時日本を浮沈空母だという表現をされた内閣総理大臣、中曽根康弘総理大臣のときに、南米のウルグアイラウンドでGATT、農業交渉が始まりました。それを受けて平成5年、細川内閣のときに、77万トンのミニマムアクセス米を輸入して現在に至っておるということでございます。

そうした中で、私を感じますのに、戦後、農業経営者にとって2度にわたる大きな問題が生じてきておると私は思っております。それは、第1段目はGATT、ウルグアイラウンドの農業交渉でございます。次は、今起こっておりますTPPの問題であります。農家の方々には大変ご心痛をおかけしていると思えます。

さて、きのうの県会の環境・農水常任委員会は環太平洋連携協定（TPP）の交渉参加に反対する請願を賛成多数で採決いたしました。その根拠におきましては、県の試算によると、日本がTPPに参加した場合、県内農業生産額は米を中心に現在の600億円から200億円程度まで減少する見通しと報告されております。一方、不参加の場合は、輸出

が落ち込むため、県内総生産の4割を占める製造業が打撃を受けるという報告がきょうの京都新聞で出ておりました。また一方、竜王町が示した積算におきましては、町内農業については生産額が16億4000万円減り、壊滅的な打撃を受けるということも報告されております。

まず私がそうした事案に対して心配するのは、農業だけの問題じゃなしに、このTPPを受け入れなかった場合、製造業あるいはさまざまな業種に及ぼす影響というのものはかり知れないものがあるかと思いますが、そうした中で農家の次男坊・三男坊がこれから先、雇用関係の確立がどのように変わっていくか、その辺を私は若干の心配もしております。

せんだって、ミニマムアクセスに関する報告書というのをこうして上げさせていただきました。その中で、日本の農家が置かれている現状ですね、農家一戸当たりの農地面積日本では1.8ha、アメリカでは180.2ha、EU諸国では16.9ha、またEUで最たる農業大国であるフランスは52.3%という広大な農地を占めております。

そうした中で、今政府が、きょうの新聞でしたか、TPPを受け入れるに当たって政府はどのような対策を講じるかという発表がありました。農地の流動化を進め、大規模農家を育成し、諸外国との競争に勝てる農業施策を打ち出していくというようなことが新聞紙上に出ておりました。私が今申し上げました、農家の一戸当たりの平均面積を申し上げましたが、到底幾ら農地流動化しても諸外国との競争に勝てるということは決してないと思います。

ちなみに、お隣の韓国におきましては、政権が、ちょっと話は前後しますが、民主党政権になったときに、たしか民主党さんの政策の中でFTAの推進というのをマニフェストで上げておられました。FTAというのは、既に皆さん御存じだと思いますが、二国間の協定ということで、これは例えば日本と韓国、幾らでも二国間の協定を結べるわけですね。二国間の協定の中で関税がかからない。そうした場合、韓国の農業経営というのはどういようように変わっていくかと申し上げますと、これは日本と同じように大変なことでございます。

そこで、当時の大統領だった盧泰愚大統領は、そのFTA協定を結ぶと、そしてそこでも上がった利益を農業者に施策として出していくということを農民の皆様方にみずから説得をし、その施策を実行してまいっております。その結果、今韓国経済は非常に隆盛を高めております。その財源はすなわちどういうもので出されているかと申し上げますと、既にインターナショナルの中でもずば抜けたサムソンという電子機器メーカーがございます。

そして、またLGなど、さまざまな有力企業が韓国でグローバルに展開しております。そうした利益を農業者に還元するという、そういう施策を今構築しておるわけでございます。

ちなみに、日本の政府はそうしたような施策も打ち出さないで、TPPを推進していくということは、まことに指導者、あるいは総理大臣、あるいは農林大臣として、私は失格だと思います。

そこで、私たち以外におきましても、こうした問題を解決するに当たりまして、私はきょうこのように賛成討論をしておる次第でございます。

まず、ミニマムアクセスで受け入れておる現状を申し上げますと、平成19年度の輸入におきましては、アメリカから36万トン、タイから25万トン、オーストラリアから8万トン、そのほかで1万トン、トータル70万トンになりますが、毎年77万トンの米が輸入されております。精米重量にいたしまして68万トンでございます。

既に、きょう私は休憩室で盟友の皆さんとお話ししておりましたが、ことしの米作は大変でしたと、1俵7,000円で売ったというような話もございました。また、このミニマムアクセス米におきましても、精米価格60キロ当たり5,000円が入ってくるという、そのような状態の中で、とても日本の農業は太刀打ちできる状況ではございません。

そうした現状をつかまえ、省みますと、例えば今現在玄米ベースで77万トンの中で、日本で使われている用途ですね、主食用として10万トン、加工用として20万トンから30万トン、援助用として10万から20万トン、飼料用として40万トンというような概算の数字でございます。

せんだって、既に皆さん新聞紙上で発表がありましたが、日本の農林副大臣が中国へ米を輸出するという、中国政府と覚書を交わされたことがございます。日本から中国へ20万トン輸出するという覚書が交わされました。ただ、そうした中で、20万トン輸出する、77万トン輸入する、差し引き57万トンほどの差がございます。中国へ輸出するにも、かなりの輸送金がかかってまいります。ですから、まず整理をしていかなければならないのは、ミニマムアクセス米をどのように考えていくか、そういうことが1つの大きな課題だと私は思います。

よって、さまざまなことを考慮していく上で、TPP加入に関しましては、私はこの請願に対しまして賛成をしたいと思います。以上で終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。請願第3号及び4号に対します賛

成討論をさせていただきます。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加で関税が撤廃された場合の北海道農業に対します影響試算を道が求め、本日の日本農業新聞に報じられております。それによれば、北海道の農業産出額は5,563億円減少しております。関連産業などを含めまして、2兆円を越す損失が出るのが明らかになっております。域内の総生産の実に約10%の多大な被害であるようであります。生産不可能になる品目も多く、このような政策変更を認めるわけにはいかないと思います。

菅総理におきましては、T P Pと農業は両立可能だと述べましたが、その場合の農業とは、零細な兼業農家、給与所得の方が多し兼業農家であると思います。寒冷な自然と向き合い農業一本で生計を立てておられる本道の農業は、総理の言う農業には含まれていないとしか考えようがございません。

また一方では、日本国内の市場が伸び悩む中で、新たな市場を海外に求めていかなければならない事情もございます。経済のグローバル化は既に相当進んでおりまして、世界は大競争時代に入っております。日本企業も世界市場を視野に入れた経営戦略を立てていかなければならない状況でございます。特に、成長のエンジンでありますアジア太平洋地域との連携強化は、日本経済の成長にとって本当に不可欠でございます。

日本がT P Pに参加しないと、工業製品や部品の輸出が不利になり、製造業の海外への流失が増長されます。その結果、雇用の減少、国内設備の投資の縮小など、経済全体にとって本当にマイナスでございます。物の貿易だけではなく、サービス産業の海外展開、対内直接投資の活性化、技術やビジネスモデルの進歩などにとって有益だとは考えます。国内農林水産業や一部工業等には重大な影響があるはずでございます。農林水産業への影響を少なくするために移行処置、産業育成策などを考慮しながら、バランスのとれた検討を政府は行うべきでございます。日本の工業製品が世界市場で圧倒的な競争力を有していました時代は過去のものであり、世界の動きに取り残されないためにも、迅速な対応が必要でございます。

先ほどもお話がありましたけれども、ウルグアイラウンド交渉のときは玉砕戦法の失敗を、こういったのを繰り返してはならないわけでございます。結局は、農林水産業につきましても、これはマイナスだったのではないかと思うわけでございます。

T P Pはグローバル経済での時代の趨勢であります。マイナスばかりに目を奪われて、機会を逃してはならないとも考えます。農業関係団体の皆様が反対であるのはよくわかり

ますが、将来の日本経済の行方を十分定めまして、国内、特に現政権内で十分議論を尽くす必要があると思います。また、経済のグローバル化が進展し、特に中国は極めて積極的に自由貿易を推進していく中でございます。そういった中で、日本が枠組みに乗りおくれることは、成長戦略上致命的な失策になってしまうことも危惧するところでございます。

かつて、日本政府として総論賛成でありながら、各論の詰めは各省庁が担当するシステムであったがゆえに、肝心なところは骨抜きになってしまった過去もございます。例えば、外国人看護師の受け入れ問題でありますと、世界で最も評価の高いフィリピンに対しまして、日本の看護師の国家試験を日本語でパスしなければ日本国内での従事は認めないという大変高いバリアを設定し、その上で受け入れ人数も具体化しなかったのは厚生労働省の仕業でございました。今回の、このTPPの問題において、避けて通れる問題ではないと討論を尽くすべきでございます。

もちろん農林水産業の保護は重要でございます。世界各国とも自国の食料自給率を維持するために自国の農業を保護するのが当然の施策と見なされておまして、EPA、FTAの交渉、ルールの中におきまして、対象品目から除外できる例外品目の規定もございません。このTPPにおいても、その目標とすべき精神は、将来的にすべての品目の関税フリーをうたっていたとしても、現実的には段階を踏んで進めざるを得ないものと私は理解しております。つけ加えて言うならば、本当に大事なことは、我が国の農林水産業の力をどう再生させるかというテーマでございます。本当に今真剣に抜本的に考え直すことではないでしょうか。

この本市、野洲市におきましても農村地域でありまして、野洲市こだわり米の生産が都市近郊農業として、また花や野菜の生産に従事されておられます。ところが、現状では高齢化が進み、被収益体質のために10年後には本当に存続されておるのか、こういったのが本当に大変な問題であるという現状を推察されます。農業に従事したいという青年がいても、本当に農業に従事できる上場企業が存在しない現状におきまして、将来は明るいとは言えないと感じております。

一方、世界的に健康志向の中で、日本食ブームは続いております。産業としての農林水産業の伸びしろは、まだまだ十分にあると認識しております。例えば、ロシアも空前の日本食ブームで、モスクワにおきましては800件を越えるさまざまな料理のレストランで日本食が提供されておりますが、日本人の板前さんは本当にたった5人しかいないのが現状でございます。また、中国国内にあふれております日本食レストランも大半が韓国人

経営でございます。

このように、世界的な日本食ブームの中で、実はまがいものの日本食レストランが横行しているのが実態ではないでしょうか。日本の安全でおいしい農作物が輸出できる可能性は大いにあるにもかかわらず、農商工連携政策が経済産業省からも発案され、農林水産省からは発案されていないのが現実でございます。そして、残念ながら輸出に十分対応することのできない日本の農業、現状の仕組みを抜本的に変えていくことに着手しない限り、結局国益を大きく失うことになってしまう心配がございます。

日本の農林水産業の産業化を目指すために、具体的な政策を提案し、実行しつつ、T P Pには前向きに参加を検討することが重要であると考えます。しかし、今の段階では、このようないろいろな問題に対しまして、本当に菅政権におきましては真剣に取り組んでおられないのが実状でございます。このことから、現段階では、この請願に賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（立入三千男君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、請願第4号「T P Pの参加に反対する請願」について、賛成討論を行います。また、おうみ富士農協並びに滋賀県農政連盟野洲支部及び中主支部から提出されております「食料・農業・農村政策にかかる請願」について、同趣旨でありまして、あわせて賛成討論を表明いたします。

ご承知のように、菅首相が臨時国会所信表明でT P P（環太平洋経済連携協定）への参加協議を明らかにし、閣議決定を行いました。この例外なき関税の撤廃のT P P締結となれば、日本農業ひいては野洲市農業に壊滅的打撃を受けます。また、関連産業、地域経済も大打撃を受けるものであります。

そこで、まず1点目に、この問題では本会議の一般質問でも明らかにしましたように、もし締結となれば日本の食料自給率は全体で14%に、またそのうち米の自給率は10%を切ると言われております。その結果、農水省においても、その影響を試算していますが、日本農業の総生産は4兆1,000億円の減となるとしています。まさに壊滅的な影響であります。

これを野洲市の場合で見ますと、本市は、かつて農業総産出額は1984年、昭和59年度では全体で46億5,000万円ありました。それが平成18年度では28億6,000万円まで減少しています。また、そのうち米の産出額では、同じく1984年では35億5,000万円、それが平成18年度では17億6,000万円まで約半減しています。

これが今日の野洲市農業の現状であります。その関係で、一般質問に対して答弁でありましたように、仮にＴＰＰの締結となれば、本市でも米・麦だけで約１７億円の減収となります。本市農業もまさに壊滅的な影響が出ると答弁されました。日本農業のみならず、本市農業においても死活にかかわる問題であります。

２点目に、ＴＰＰにおける影響は、この間言われておりますように、農業のみならず関連産業、地域経済及び雇用など、日本経済と国民生活全体にかかわる問題であります。この件では、前原外務大臣が日本のＧＤＰにおける第１次産業の割合は１．５％、１．５％を守るために９８．５％が犠牲になっていると発言しました。しかし、私はこの主張は間違いだと思います。ご承知のように、日本農業は単なる数字で判断できるものではありません。地域経済を支え、関連産業を支え、雇用を支え、すなわち国土と環境を守るかけがえのない多面的な役割を果たしています。これが日本における第１次産業としての農林漁業なのであります。

この面では、ＴＰＰによる影響で北海道庁が試算を出しておりますが、北海道全体では影響額は２兆１，２４５億円としています。そのうち、２兆１，２４５億円のうち農業産出額で５，５６３億円、その他に関連産業で５，２１５億円、また地域経済に及ぼす影響は９，８５９億円と試算をしております。これを見ましても、１．５％の農業が９８．５％の他産業の犠牲になっているという趣旨は当たらないと考えます。

一方、この例外なき関税の撤廃、ＴＰＰは人材など知的財産の障壁も撤廃される恐れがあります。これは、既に東南アジアからの看護師、介護福祉士など受け入れを現在進められてきていますが、仮にすべての分野で人材や知的財産の障壁撤廃となれば、日本の雇用が破壊しかねません。ですから、決して農業だけの問題ではありません。

これらを考えますと、日本の経済構造や国土環境の破壊、崩壊につながりかねないのがＴＰＰではないでしょうか。この点から考えますと、今回のＴＰＰ推進は、いろんな主張をされておりますが、結果的に輸出大企業の要請に沿うものだけではないでしょうか。よって、今必要なことは、請願にも書かれていますように、食料主権を確立させ、先進国で最も低いと言われております４０％程度に過ぎない食料自給率を向上させることでもあります。そのために、改めて日本農業を国の基幹産業と位置づけ、今日、米価下落、担い手後継者不安など先行き不安定、また危機的な日本農業の再生に力を入れることこそ、政治の果たす役割責任であると確信をします。

以上、本請願は、農業のみならず、地域経済及び雇用、国民生活、市民生活に大きな影

響を与えるTPPは参加することは許されないと求めたものでありまして、農家の皆さん、市民の皆さんの願いに応えるものであり、賛成討論といたします。

次に、請願第5号、「沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める『日米合意』の撤回を求める意見書の採択について」賛成討論を行います。

本請願にも述べられておりますように、政府は5月28日、国外、最低でも県外という公約を破り、米軍普天間基地を沖縄県名護市辺野古沖に移転することを明記しました日米合意を共同発表いたしました。この公約違反は、県内移設反対という沖縄県民の総意よりも米国政府の意向を最優先したものとして、沖縄県民のみならず国民の大きな怒りを呼び起こし、鳩山首相を退陣に追い込んだことをご承知のとおりであります。

しかし、政権を引き継ぎました菅首相自身も、普天間基地の県内移設の日米合意を踏襲しました。菅首相自身もかつて、海兵隊は日本を守る軍隊ではない、民主党が政権をとればしっかりと米国に提示することを約束するとまで発言していました。それを覆し、今では米軍基地は抑止力と開き直す姿勢は、私は許されないと思います。

去る10日の総務常任委員会のこの請願の審議でも、抑止力としての米軍基地の必要性が論じられましたが、これも私は2つの点で誤りがあると思います。

まず1点目は、そもそも沖縄における米軍基地はアメリカ軍の占領下において、国際法に反して畑や民家、先祖の墓まで没収されつくられた経過があります。さらに、戦後65年間、戦争と隣り合わせの生活を押しつけられる中で、決して忘れることのできない痛ましい事件、事故も多く引き起こされてきました。

2点目には、請願にも書かれていますように、米軍の沖縄基地と海兵隊の役割であります。これまで日本防衛というよりも、ご承知のようにイラク戦争やアフガニスタン戦争に出撃した最前線基地となっています。さかのぼれば、ベトナム戦争でもしかりです。であるだけに、沖縄県民と国民は普天間基地の県内移設に反対し、無条件撤去または国外撤去を要求しているのであります。このことは、この間の世論調査を見ても明らかであります。沖縄では知事、全党派の県会議員、市町村議員を含め9万人が参加した去る4月25日の県民大会、沖縄県議会の議決、全市町村長の反対声明でも明らかのように、日米合意直後に沖縄の地元新聞合同で行った世論調査では、辺野古基地移転に反対が84%となるなど、世論の意思は明確であります。

一方、米軍・自衛隊の一体化の名のもと、沖縄海兵隊の訓練移転も日米合意のもと進められようとしています。そもそも、ご承知のように海兵隊は陸・海・空を寄せ集めた部隊

でありまして、いわゆる敵陣地に真っ先に乗り込む、そして陣地を確保することを使命とされた戦争部隊と、殴り込み部隊といわれております。そのための訓練が沖縄の基地で行われています。よって私は、この海兵隊及び基地が沖縄米軍基地の分散、負担軽減というよりも、危険な基地の全国への拡散というものと考えます。

この海兵隊の訓練移転は滋賀県の饗庭野基地も対象となっています。よって、日米合意の撤回を求める本請願は、沖縄県民のみならず国民、また滋賀県民、市民の願いというべきものであり、私は賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 次に、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 第5番、内田聡史です。

請願第5号、「沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める『日米合意』の撤回を求める意見書の採択について」反対の立場で討論を行います。

自公政権から民主党政権に変わり、新政権では当初、最低でも県外移設と発言していたことから、沖縄県民の県外移転への期待が再燃いたしました。名護市民は、ことしの1月に執行された市長選挙において、受け入れを容認する現職市長を退け、反対する新市長を当選させ、市民は受け入れ反対の意思表示を示したものであります。

しかし、新政権においても日米安全保障条約の重要性を認識し、在日米軍は日本の防衛だけでなく、抑止力としてアジア太平洋地域の安全に役立つこととし、名護市辺野古周辺への米軍普天間基地代替施設の建設と全国の自衛隊施設等への海兵隊訓練の移転を進める日米合意が本年5月28日になされました。菅総理も日米共同声明に基づき、移設と沖縄県における基地負担軽減を進め、今後は名護市辺野古移設に至った経緯を沖縄県側に説明し謝罪した上で、負担軽減対策で沖縄県側の理解を得る考えであります。

日米同盟関係は、日米安全保障と反映のための基盤となり、両国が経済大国として栄えるものとなっています。また、世界平和と安定に重要な貢献を果たしたものであり、普天間基地移設については、日米合意に基づいて沖縄県民へのおわびと負担軽減に全力を挙げて取り組み、沖縄県民の意思を尊重しながら理解をいただくこととし、日本の安全を守る苦渋の決断であります。

請願の中身にもあります、全国の自衛隊基地の日米共同使用化をさらに拡大しようとするものであるとのことではありますが、これはあくまで沖縄基地の負担軽減をするものであり、拡大するものではなく、十分に検討するべきものと考えます。

また、今、日米合意を撤回すれば世界からの信頼を失う結果となり、中国との関係また

朝鮮半島の問題など、アジア太平洋地域の安全と抑止力は崩壊状態となる可能性が大であります。日本の平和と安全を守るためには、憲法9条のもと、日米安全保障条約を維持することが重要なことと考えます。

また、この請願の議論をいたしました総務常任委員会の中におきまして、私は廃止ではなく見直しは必要ではないかと申し上げましたが、ご紹介させていただきますと、2日前の朝日新聞社のウェブニュースの中で、米軍普天間基地の移設先を名護市辺野古にするとした、ことしの5月の日米合意についての全国世論調査の結果が公表されました。その結果を見ますと、「見直して再交渉する」が59%に上り、「そのまま進める」は30%にとどまっております。国民の多くが合意の見直しを求めている現状が浮かび上がったという結果でありました。このような調査結果もあり、今後は請願が求めておられます廃止ではなく、国においては見直しを検討していくべきと考えます。また、この見直しに関しましても、国民的議論を喚起しながら慎重に行っていくべきだと考えます。

以上のことから、本請願の原案に対し、反対の討論とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、議第95号及び議第98号から議第111号まで並びに請願第3号から請願第5号までについて順次採決いたします。

まず、議第95号及び議第98号から議第111号までの議案15件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案15件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第95号及び議第98号から議第111号までの議案15件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号、「食料・農業・農村政策に係る請願」について採決いたします。

念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。請願第3号については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第3号は、

環境経済建設常任委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号、「T P Pの参加に反対する請願」について採決いたします。

念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。請願第4号については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第4号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号、「沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める『日米合意』の撤回を求める意見書の採択について」採決いたします。

念のため申し上げます。総務常任委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。請願第5号については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号は、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。再開は2時10分といたします。

(午後1時56分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

お諮りいたします。委任専決第8号及び意見書第21号から意見書第27号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、委任専決第8号及び意見書第21号から意見書第27号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 追加日程第1、委任専決第8号、「損害賠償の額を定めることについて」市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、委任専決第8号、損害賠償の額を定めることについて、

ご説明申し上げます。

平成22年11月5日、市道において発生した道路陥没による自動車破損事故に対し、市の賠償額を7万4,970円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により専決処分したものを、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

(追加日程第2)

○議長(立入三千男君) 追加日程第2、意見書第21号から意見書第27号まで、免税軽油制度の存続を求める意見書(案)他6件を一括議題といたします。それでは、順次提出者の説明を求めます。

まず、意見書第21号について、第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) それでは、意見書第21号、免税軽油制度の存続を求める意見書(案)について、意見書をもって説明をさせていただきます。

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正により、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にあります。

この免税軽油制度により、道路を走らない機械に使う軽油の軽油引取税、1リットル当たり32円10銭が免税され、農業用の機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械の燃料となる軽油の免税が認められてきました。

しかし、この制度がなくなると、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う野菜・園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻になります。さらに、この制度は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であることから、その継続が強く望まれています。

よって、政府におかれては免税軽油制度を存続されるよう強く求めます。

以上が意見書の中身であります。農業振興より本市農家の要望に添う意見書であると思っておりますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(立入三千男君) 次に、意見書第22号について、第1番、太田健一君。

○1番(太田健一君) 1番、太田健一です。

尖閣諸島領有問題において日本政府が毅然とした外交姿勢を貫くことを求める意見書についての提案説明を行います。

去る9月7日、尖閣諸島沖のわが国領海内で、違法操業中の中国漁船が海上保安庁の巡

視船に衝突する事件が発生しましたが、那覇地方検察庁は同月24日、公務執行妨害容疑で逮捕・送検された中国人船長を処分保留のまま釈放しました。

「尖閣諸島は日本固有の領土であり、尖閣諸島をめぐる解決すべき問題は存在しない」というのが政府の見解です。尖閣諸島は1895年、明治28年1月に日本に編入され今日に至っており、歴史的にも国際法上も日本の領土であることは明らかであります。

中国が領有権について独自に主張を行うようになったのは、1970年代以降であり、それ以前はわが国に対して異議を唱えたことはありません。

しかし、今回、中国人船長の逮捕後の中国は、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中会談見送りなどの対抗措置を取りました。また、中国人観光客の訪日中止などにより日本の各産業にも影響が出ており、一刻も早い解決が求められています。

よって、国会及び政府は、下記の事項の実現へ、毅然とした外交姿勢を確立されることを強く求めます。

1、「尖閣諸島及び周辺海域は、日本の領土・領海である」という見解とその根拠を明確に中国及び国際社会に示すこと。また、今後、同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処されること。

2、中国政府に対し、冷静に平和的外交交渉で解決を求めるとともに、再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第23号及び意見書第24号について、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第23号、介護保険制度の充実を求める意見書（案）について説明いたします。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、去る11月25日、2012年度の介護保険制度改定に向けた意見書を取りまとめました。

意見書では、要支援1・2について、市町村の判断で生活支援を含め、これを介護保険対象から外し、市町村独自のサービスなどに置き換えるとしています。また、軽度者と一定の所得、年間200万円以下を想定がある高齢者の利用料、現在の費用の1割については2割への引き上げを検討すべきであるとの意見を示しています。

さらに、介護保険サービス利用の前提となるケアプランの作成の有料化、施設入所者の

居住費を軽減する給付の要件に資産や家族の負担能力を追加すること、施設の相部屋の居住費の負担増、介護療養病床を廃止する方針の継続などを盛り込んでいます。

一方、2011年度末までの時限措置として、全額国費で実施されている処遇改善交付金は国の財政が厳しいなどの理由をあげ、事業所への介護報酬引き上げで代替する方向まで示しています。

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会の意見書をもとに法案を作成し、来年の通常国会に提出する意向を示しています。このような方向での改正となれば、かつてない国民負担増とサービス低下となることは必至であります。

よって、政府におかれては、いつでも どこでも 誰でも社会全体で支える制度として導入された介護保険制度の原点に立たれ、国の責任において制度維持のため国庫負担の増額など安定財源の確保と介護サービスの充実をされることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書第24号、障がい者の声を反映した障害者自立支援法を求める意見書（案）につきまして。

障害者自立支援法は2005年10月成立しました。成立当時から1割負担の応益負担は重度の人ほど負担がふえる弊害があり、障がい者から「支援法」の廃止を求め2008年10月、障害者自立支援法の違憲訴訟が起こされました。

2009年10月に民主党政権が誕生し、鳩山首相は所信表明で自立支援法は廃止すると表明し、2010年1月に国と廃止などを定めた基本合意が交わされました。

しかし、去る12月3日に成立した改正自立支援法は、1割負担の応益負担はそのままであり、さらに障害児施設の一元化などが盛り込まれており、新しい法律の制定を目指して検討が行われている障がい者制度改革推進会議の議論を拘束しかねない状況であります。

よって、新法の制定に当たっては、障がい者の声を反映したものにされることを求め、以下の点を強く求めます。

- 1、応益負担を廃止し、負担は能力に応じて変えられること。
- 2、新法制定に当たっては、障がい者の声が反映したものにされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第25号について、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。朗読をもって意見書（案）とさせ

ていただきます。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書（案）

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い成人T細胞白血病（ATL）や、進行性の歩行・排尿障害を伴うせき髄疾患（HAM）等を引き起こします。国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵します。毎年約1,000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

平成22年10月6日、厚生労働省は、官邸に設置されたHTLV-1特命チームにおける決定を受け、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、通知を改正し、各自治体に発出しました。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることとなります。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠です。

よって政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴うHTLV-1総合対策を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 一、医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
- 一、HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
- 一、相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。

一、感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。

一、発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること

一、国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。

一、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第26号について、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 第7番、矢野隆行でございます。本文を朗読して説明とさせていただきます。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っております。

ことし4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものであります。これは、患者にとり朗報でありました。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境に置かれております。

平成19年度から開始された脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月に遂に、中間目標数を達成いたしました。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業をすみやかに行い、本年度中に診断基準を定めるべきであります。そして、来年度には、診療指針ガイドラインの策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきであります。また、本症の治療に用いられておりますブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきであります。

よって国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。

記

1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標、100症例が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針、ガイドラインを策定し、ブラッドパッチ療法、自家血硬膜外注入を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
3. 脳脊髄液減少症の治療、ブラッドパッチ療法等を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、すみやかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第27号について、第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） それでは、TPPへの参加反対と食料・農業・農村政策にかか
る意見書（案）をご説明させていただきます。

先ほど、請願2件について、1つは滋賀県農民組合連合会、もう1つはおうみ富士農協
と農政連と、それぞれの請願について採択をいただきました。その中で、賛成討論が鈴木
議員、矢野議員、小菅議員、それぞれありましたので、中身については特別これ以上説明
することはないと思いますので、朗読をもって説明としたいと思います。

まず、合併して6年余り、本会議で農業についてこれだけの議論、時間がとられたのは
初めてでございます。ある意味では非常に、反対のこういう議論というのは、もちろんこ
れも大事なんです、また今後前向きのそういう農業についての議論もしたいと思いま
すが。それでは、意見書の説明をさせていただきます。読ませていただきます。

政府は、全品目の関税を撤廃するTPPへの参加にむけた協議開始を決定した。

TPPへの参加によって、例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民
生活に与える影響は極めて甚大である。今、国民の大多数が願っている食料自給率の向上
とTPPへの参加は相容れない。

今求められているのは、食料を今よりさらに外国に依存するような政策ではなくて、現
在40%の食料自給率をいかに向上させるかという政策であります。

本年、3月30日に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画は、国民が将
来に向けて明るい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者が求め

る品質と安全・安心といったニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本に、食と地域の早急な再生を図っていくものとされています。しかし、その実効性については不十分と言わざるを得ません。

また、現下の米の需給と価格は、政府の需要見通しの見誤り等による平成21年産古米在庫、平成22年産の過剰作付、消費の更なる減少等により、50万トンを超える需給ギャップが現実化しており、平成22年産及び平成21年産古米の価格や販売に多大な悪影響を与えております。

このような状況を放置すれば、平成22年産米のさらなる価格下落と数年にわたる低米価の定着化、在庫を抱える産地・生産者の所得減少、国の財政負担増、全国的な生産数量目標の削減などにより、国の需給調整に参加した農家ほど、営農の不安や制度への不信を抱きかねません。

については、係る状況に対して実効性ある政策の実現に向けて、生産者が安心して経営を展望できるように意見書を提出するものであります。

まず1番、TPPに参加しないこと。日本の農業を崩壊に導き、食料安全保障と両立し得ないTPP等の参加交渉は行わないこと。

2番目、わが国の食料安全保障の確立と農業の持続的発展のための政策の実現。わが国の食料・農業政策においては、食の安全・安心、安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を基本方針とすること。新たな食料・農業・農村基本計画における、平成32年までに総合食料自給率目標50%達成のための政策過程を明示すること。

3つ目、緊急米需給調整対策の速やかな実施。過剰作付や需給見通しの見誤りなどによる米の過剰は、棚上げ備蓄の前倒し等、国の責任で、主食用以外に処理するなど緊急に対策を講じること。集荷円滑化対策過剰米対策資金は、需給調整に参加する生産者の拠出であり、同資金を活用した生産者自らの過剰米処理の取り組みを認めること。平成23年産米の生産数量目標の設定に当たっては、国の需給調整に参加する生産者の持続的かつ安定的な営農のため、あらかじめ需給環境の改善を行うとともに、今後の需要見通し等を踏まえて適正に設定すること。平成23年産以降の転作拡大に対応できる十分な予算と仕組みを確保するとともに、需給改善に効果的な国の棚上げ備蓄の運営を行うこと。平成22年産米の米価下落を補てんする万全の予算を確保するとともに、将来にわたり再生産コストをまかなう万全な所得補償の仕組みと十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございます。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げまして説明といたします。ありがとうございました

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております意見書7件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書7件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、意見書7件については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書7件について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第21号、免税軽油制度の存続を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第22号、尖閣諸島領有問題において日本政府が毅然とした外交姿勢を貫くことを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第22号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第23号、介護保険制度の充実を求める意見書（案）は原案のとおり可

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第23号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第24号、障がい者の声を反映した障害者自立支援法を求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第24号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第25号、ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)総合対策を求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第25号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第26号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第26号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第27号、TPPへの参加反対と食料・農業・農村政策にかかる意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第27号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成22年第5回野洲市議会定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、去る11月29日に招集させていただき、本日に至りますまで19日間でごございました。本定例会には、条例の制定1件、条例の一部改正6件、補正予算関係7件、その他の議案3件、合計17件を提案させていただきました。慎重にご審議いただき、すべての案件を原案のとおりお認めをいただき、まことにありがとうございました。心より、お礼申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、新クリーンセンターの建てかえに係る進捗状況や農業政策、観光振興策、子どもの健康対策、高齢者福祉対策など、市政のさまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提言を数多くいただきました。今回いただきましたご意見、ご提言を真摯に受けとめ、市政運営に生かしてまいります。

さて、平成22年度も3四半期が終わろうとしております。今後、学校の耐震化、農業・商工業等の産業振興、クリーンセンターの建てかえ、駅前の整備、消防署の移転、子育てや高齢化対策など、残された課題や事業の推進を図るとともに、本日公表いたしましたマニフェストロードマップ上半期実績評価も踏まえて、平成23年度予算の編成作業に当たりたいと考えております。

予算の編成におきましては、一層の透明化と市民参加を図るため、本年度はこの12月に新たに要求段階からの情報をもとに、また来年1月には昨年度と同様、中間状況をもとに、市民懇談会を開催させていただきます。今年度からは、予算要求に当たって施策や事業立案の根拠を明らかにすることとしましたので、それらも説明資料に盛り込んでまいります。また、中期の財政見通しをあわせてお示しをいたします。市民懇談会におきましては、市民の皆様を活発なご議論を期待しているところであります。

最後に、ことしも残すところあとわずかとなり、慌ただしさが増してまいります。また、厳寒に向かいます折から、議員の皆様には切にご自愛いただくことをお願いいたします。そして、輝かしい新春をご家族の皆様とともにお迎えになられますことを心からお祈り申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（立入三千男君） これをもって、平成22年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。長時間、ご苦労さまでございました。（午後2時46分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年12月17日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 西 本 俊 吉

署 名 議 員 三 和 郁 子